

表1 環境基準適合状況(令和5年度)

区分	市町村	測定局名	環境基準の適否(適[○]、否[×])									
			二酸化硫黄		二酸化窒素	光化学 オキシダント	一酸化炭素		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質	
			短期的評価	長期的評価			短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期基準評価	長期基準評価
一般環境 大気測定局	青森市	堤小学校	○	○	○	×	—	—	○	○	—	—
		甲田小学校	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○
		新城中央小学校	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—
		旧大栄小学校	—	—	○	—	—	—	○	○	—	—
	弘前市	第一中学校	—	—	○	×	—	—	○	○	—	—
	八戸市	八戸小学校	○	○	○	×	—	—	○	○	—	—
		八戸特別地域気象観測所	○	○	○	—	—	—	○	○	—	—
		根岸小学校	○	○	○	—	—	—	○	○	○	○
		桔梗野小学校	○	○	○	—	—	—	○	○	—	—
	黒石市	スポカルイン黒石	—	—	○	—	—	—	○	○	—	—
	五所川原市	五所川原第三中学校	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○
	十和田市	三本木中学校	—	—	○	—	—	—	○	○	—	—
	三沢市	岡三沢町内会館	—	—	○	—	—	—	○	○	—	—
	むつ市	苫生小学校	—	—	○	×	—	—	○	○	—	—
六ヶ所村	六ヶ所村尾駁	○	○	○	×	—	—	○	○	—	—	
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町舞戸	—	—	—	×	—	—	—	—	—	—	
ガ自 ス動 測車 定排 局出	青森市	橋本小学校	—	—	○	—	○	○	○	○	—	—
	弘前市	文京小学校	—	—	○	—	○	○	○	○	○	○
	八戸市	六日町	—	—	○	—	○	○	○	○	○	○

表2 大気汚染常時監視測定結果の概要(令和5年度)

区分	市町村	測定局名	二酸化硫黄(ppm)		二酸化窒素(ppm)	光化学オキシダント(ppm)	一酸化炭素(ppm)		浮遊粒子状物質(mg/m3)		微小粒子状物質(μg/m3)	
			1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値の年間98%値	昼間の1時間値の最高値	1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	年平均値	日平均値の年間98%値
一般環境大気測定局	青森市	堤小学校	0.004	0.002	0.016	0.078	—	—	0.125	0.024	—	—
		甲田小学校	—	—	0.014	—	—	—	0.114	0.025	10.4	20.9
		新城中央小学校	—	—	—	—	—	—	0.107	0.026	—	—
		旧大栄小学校	—	—	0.008	—	—	—	0.115	0.025	—	—
	弘前市	第一中学校	—	—	0.015	0.083	—	—	0.126	0.027	—	—
	八戸市	八戸小学校	0.013	0.002	0.015	0.072	—	—	0.129	0.029	—	—
		八戸特別地域気象観測所	0.017	0.002	0.015	—	—	—	0.196	0.031	—	—
		根岸小学校	0.031	0.004	0.013	—	—	—	0.115	0.030	9.2	23.7
		桔梗野小学校	0.012	0.002	0.010	—	—	—	0.176	0.032	—	—
	黒石市	スポカルイン黒石	—	—	0.010	—	—	—	0.113	0.022	—	—
	五所川原市	五所川原第三中学校	—	—	0.007	—	—	—	0.177	0.038	7.4	20.6
	十和田市	三本木中学校	—	—	0.008	—	—	—	0.130	0.032	—	—
	三沢市	岡三沢町内会館	—	—	0.010	—	—	—	0.146	0.033	—	—
	むつ市	苦生小学校	—	—	0.010	0.081	—	—	0.157	0.025	—	—
六ヶ所村	六ヶ所村尾駁	0.004	0.001	0.006	0.079	—	—	0.122	0.040	—	—	
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町舞戸	—	—	—	0.079	—	—	—	—	—	—	
ガ自 ス動 測車 定排 局出	青森市	橋本小学校	—	—	0.019	—	1.1	0.3	0.110	0.026	—	—
	弘前市	文京小学校	—	—	0.014	—	2.1	0.1	0.118	0.030	7.4	20.4
	八戸市	六日町	—	—	0.021	—	2.0	0.4	0.115	0.030	7.9	20.9

<参考> 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1 ppm 以下であること。	(短期的評価) 測定を行った日についての1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20 ppm 以下であること。	(長期的評価) 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価する。ただし、上記評価方法にかかわらず、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成とする。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm のゾーン内又はそれ以下であること。	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値を環境基準と比較して評価する。
光化学オキシダント	1時間値が 0.06 ppm 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が $15 \mu\text{g/m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g/m}^3$ 以下であること。	(長期基準に関する評価) 長期的評価としての測定結果の1年平均値について評価する。 (短期基準に関する評価) 長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価する。